

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月26日

【会社名】 中央ビルト工業株式会社

【英訳名】 CHUO BUILD INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 西本 安秀

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項なし

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋富沢町11番12号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
中央ビルト工業株式会社 関西支店  
(大阪府大阪市中央区高麗橋1丁目5番9号)  
中央ビルト工業株式会社 中部支店  
(愛知県名古屋市中区新栄2丁目1番9号)  
中央ビルト工業株式会社 九州支店  
(福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1515番地5)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月23日に提出いたしました第66期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

#### 記

当社は、平成29年8月4日に、名古屋工場帳簿に除却すべき棚卸資産の計上が発見されたことにより、元製造本部長及び名古屋工場長にヒアリングを行い、不良品となった棚卸資産につき除却処理すべきもののうち一部のみを除却し、残りの大部分は除却していなかったとの報告を受けた。さらに、平成29年8月7日に名古屋工場長から元製造本部長の指示で半年毎の棚卸で実地棚卸高を水増し改竄していたこと、及び、月次の原価差額の数値をよく見せるために、月末の帳簿棚卸高を改竄していたとの報告を受けた。当社は、直ちに事実確認調査を実施し、その結果、名古屋工場において不適切な会計処理が行われていたことが判明した。

そこで、当社は、さらに専門的及び客観的な見地から事実関係及び問題点の調査分析、不適切な会計処理の全容解明、並びに、再発防止策の立案等を行うことが必要であると判断し、平成29年9月7日に開催された取締役会において、当社と利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家を中心に構成された調査委員会の設置を決議し、調査を実施した。

調査の結果、名古屋工場では、不良となった棚卸資産の除却未了、棚卸における実地棚卸高の増額改竄及び月次決算の利益調整のための帳簿棚卸高の改竄などの不適切な会計処理が、過去から継続して行われていたことが明らかとなった。これらの不適切な会計処理は、元製造本部長、名古屋工場長及び名古屋工場経理担当者により意図的に行われていた。

これに伴い当社は、過年度の決算を修正し、平成25年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書、及び平成27年3月期の第3四半期から平成30年3月期の第1四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出した。

当社は実地棚卸の内部統制が不十分であったこと、一部従業員のコンプライアンス意識が欠如していたこと、及び、工場に対するモニタリング体制が不十分であったことなど、棚卸資産プロセスに係る内部統制及び全社的な内部統制における一部の不備が不適切な会計処理を許し、且つ、その発見の遅れが生じたものと認識した。当社は、それらの内部統制の不備が、結果として財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該内部統制の不備を当事業年度末日までに是正することができなかった。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図っていく。

- (1) 改竄防止のため実地棚卸作業の見直しと監視監督機能強化
- (2) 工場経理処理に関する他部門による監視
- (3) 全社員へのコンプライアンス徹底と教育の充実・強化
- (4) 内部通報制度に対する認識強化と利用の活性化
- (5) 内部監査室における業務監査と会計監査の充実・強化

以上